

## 「宮崎県人権施策基本方針」（案）の第2回懇話会からの主な修正点について

## 第2章 人権施策の推進

| 連番 | ページ | 素案（第2回懇話会提出）   | 最終案（今回提出）  | 説明  |
|----|-----|--|--|---|
| ①  | 5   | <p><b>2 人権意識の高揚を図るための施策</b></p> <p>(1) あらゆる場を通じた人権教育・啓発</p> <p>県民の一人ひとりが、家庭、学校、職場、地域社会などあらゆる場を通じた様々な人権問題に関する教育・啓発によって、人権尊重の理念について正しい理解を深め、それが日常生活の中で態度や行動として根付くことをめざして、より効果的な人権教育・啓発活動を<u>推進</u>します。</p>                         | <p><b>2 人権意識の高揚を図るための施策</b></p> <p>(1) あらゆる場を通じた人権教育・啓発</p> <p>県民の一人ひとりが、家庭、学校、職場、地域社会などあらゆる場を通じた様々な人権問題に関する教育・啓発によって、人権尊重の理念について正しい理解を深め、それが日常生活の中で態度や行動として根付くことをめざして、より効果的な人権教育・啓発活動を<u>総合的に推進</u>します。</p>   | <p>現行方針では「総合的に推進」としているが、「総合的に」という文言が抽象的であるため、素案では削除した。しかし、第2回懇話会での意見を踏まえ、条例の文言との整合性を図るため、現行方針と同様に「総合的に推進」とする。</p> |
| ②  | 1 2 | <p><b>3 相談支援体制の整備</b></p> <p>(略)</p> <p>さらに、令和4（2022）年に県が実施した「人権に関する県民意識調査」では、自分の人権が侵害されたと思ったことがある方を対象に「人権侵害を受けた時どのようにしたか」との問いに対し、「黙って我慢した」との回答が約7割に<u>達するなど</u>、相談窓口を利用する人が<u>少数にとどまっている</u>ことから、その周知を図る必要があります。</p> <p>(略)</p> | <p><b>3 相談支援体制の整備</b></p> <p>(略)</p> <p>さらに、令和4（2022）年に県が実施した「人権に関する県民意識調査」では、自分の人権が侵害されたと思ったことがある方を対象に「人権侵害を受けた時どのようにしたか」との問いに対し、「黙って我慢した」との回答が約7割に<u>達するとともに、県や市町村の相談窓口</u>に相談した人の割合が<u>3.1%から2.5%に減少するなど</u>、相談窓口を利用する人が<u>依然として少数にとどまっている</u>ことから、その周知を図る必要があります。</p> <p>(略)</p> | <p>第2回懇話会での意見を踏まえ、行政の相談窓口</p> <p>に相談した人の割合が減少していることを明記する。</p>   |

### 第3章 分野別施策の推進

| 連番                     | ページ  | 素案（第2回懇話会提出）   | 最終案（今回提出）  | 説明  |                        |   |                |                             |                 |  |  |   |     |                 |   |                |                             |                 |  |                        |   |   |
|------------------------|--|--|--|---|------------------------|---|----------------|-----------------------------|-----------------|--|--|---|-----|-----------------|---|----------------|-----------------------------|-----------------|--|------------------------|---|---|
| ③                      | 14   | <p>1 女性</p> <p>(1) これまでの取組</p> <p>国際社会の取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>取組等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昭和54<br/>(1979)年</td> <td>「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」の採択</td> </tr> <tr> <td>平成7<br/>(1995)年</td> <td>「女性の権利は人権である」とうたった「北京宣言」の採択</td> </tr> <tr> <td>平成27<br/>(2015)年</td> <td>「持続可能な開発目標(SDGs)」(国連サミット採択)のひとつにジェンダー平等を設定</td> </tr> </tbody> </table> | 年  | 取組等   | 昭和54<br>(1979)年        | 「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」の採択 | 平成7<br>(1995)年 | 「女性の権利は人権である」とうたった「北京宣言」の採択 | 平成27<br>(2015)年 | 「持続可能な開発目標(SDGs)」(国連サミット採択)のひとつにジェンダー平等を設定 | <p>1 女性</p> <p>(1) これまでの取組</p> <p>国際社会の取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>取組等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昭和54<br/>(1979)年</td> <td>「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」の採択</td> </tr> <tr> <td>平成7<br/>(1995)年</td> <td>「女性の権利は人権である」とうたった「北京宣言」の採択</td> </tr> <tr> <td>平成27<br/>(2015)年</td> <td>「持続可能な開発目標(SDGs)」(国連サミット採択)のひとつにジェンダー平等を設定</td> </tr> <tr> <td><u>令和元<br/>(2019)年</u></td> <td><u>「仕事の世界における暴力及びハラスメント撤廃に関する条約」の採択</u></td> </tr> </tbody> </table> | 年 | 取組等 | 昭和54<br>(1979)年 | 「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」の採択 | 平成7<br>(1995)年 | 「女性の権利は人権である」とうたった「北京宣言」の採択 | 平成27<br>(2015)年 | 「持続可能な開発目標(SDGs)」(国連サミット採択)のひとつにジェンダー平等を設定 | <u>令和元<br/>(2019)年</u> | <u>「仕事の世界における暴力及びハラスメント撤廃に関する条約」の採択</u> | <p>第2回懇話会での意見を踏まえ、国際社会の取組として、「仕事の世界における暴力及びハラスメント撤廃に関する条約」の採択を追加する。</p> |
|                        | 年  | 取組等  |  |   |                        |   |                |                             |                 |  |  |   |     |                 |   |                |                             |                 |  |                        |   |   |
| 昭和54<br>(1979)年        | 「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」の採択    |  |  |   |                        |   |                |                             |                 |  |  |   |     |                 |   |                |                             |                 |  |                        |   |   |
| 平成7<br>(1995)年         | 「女性の権利は人権である」とうたった「北京宣言」の採択                |  |  |   |                        |   |                |                             |                 |  |  |   |     |                 |   |                |                             |                 |  |                        |   |   |
| 平成27<br>(2015)年        | 「持続可能な開発目標(SDGs)」(国連サミット採択)のひとつにジェンダー平等を設定 |  |  |   |                        |   |                |                             |                 |  |  |   |     |                 |   |                |                             |                 |  |                        |   |   |
| 年                      | 取組等  |  |  |   |                        |   |                |                             |                 |  |  |   |     |                 |   |                |                             |                 |  |                        |   |   |
| 昭和54<br>(1979)年        | 「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」の採択    |  |  |   |                        |   |                |                             |                 |  |  |   |     |                 |   |                |                             |                 |  |                        |   |   |
| 平成7<br>(1995)年         | 「女性の権利は人権である」とうたった「北京宣言」の採択                |  |  |   |                        |   |                |                             |                 |  |  |   |     |                 |   |                |                             |                 |  |                        |   |   |
| 平成27<br>(2015)年        | 「持続可能な開発目標(SDGs)」(国連サミット採択)のひとつにジェンダー平等を設定 |  |  |   |                        |   |                |                             |                 |  |  |   |     |                 |   |                |                             |                 |  |                        |   |   |
| <u>令和元<br/>(2019)年</u> | <u>「仕事の世界における暴力及びハラスメント撤廃に関する条約」の採択</u>    |  |  |   |                        |   |                |                             |                 |  |  |   |     |                 |   |                |                             |                 |  |                        |   |   |
| 47                     | <p>13 働く人</p> <p>(1) これまでの取組</p>           | <p>13 働く人</p> <p>(1) これまでの取組</p> <p>国際社会の取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>取組等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>令和元<br/>(2019)年</u></td> <td><u>「仕事の世界における暴力及びハラスメント撤廃に関する条約」の採択</u></td> </tr> </tbody> </table>   | 年  | 取組等   | <u>令和元<br/>(2019)年</u> | <u>「仕事の世界における暴力及びハラスメント撤廃に関する条約」の採択</u> |                |                             |                 |  |  |   |     |                 |   |                |                             |                 |  |                        |   |   |
| 年                      | 取組等  |  |  |   |                        |   |                |                             |                 |  |  |   |     |                 |   |                |                             |                 |  |                        |   |   |
| <u>令和元<br/>(2019)年</u> | <u>「仕事の世界における暴力及びハラスメント撤廃に関する条約」の採択</u>    |  |  |   |                        |   |                |                             |                 |  |  |   |     |                 |   |                |                             |                 |  |                        |   |   |
| ④                      | 16   | <p>1 女性</p> <p>(3) 施策の方向</p> <p>ウ 一人ひとりの人権が尊重される安全・安心な暮らしの実現</p> <p>(ア) 配偶者等からの暴力(DV)、性犯罪、売買春、人身取引、ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメントなど、女性に対するあらゆる暴力の予防と根絶に向けた広報・啓発活動の<u>推進</u>や被害者の保護、自立支援に向けた対策の充実を進めます。(総合政策部、総務部、福祉保健部、商工観光労働部、県土整備部、教育委員会、警察本部)</p>  | <p>1 女性</p> <p>(3) 施策の方向</p> <p>ウ 一人ひとりの人権が尊重される安全・安心な暮らしの実現</p> <p>(ア) 配偶者等からの暴力(DV)、性犯罪、売買春、人身取引、ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメントなど、女性に対するあらゆる暴力の予防と根絶に向けた広報・啓発活動の<u>推進</u>や、<u>DV被害者への各種相談窓口における相談機能の更なる充実、性暴力被害者支援センター「さぼーとねっと宮崎」における総合的な支援等</u>、被害者の保護、自立支援に向けた対策の充実を進めます。(総合政策部、総務部、福祉保健部、商工観光労働部、県土整備部、教育委員会、警察本部)</p> | <p>DVや性犯罪の被害にあった女性への相談・支援体制の充実について記載すべきではないかとの懇話会委員からの意見(書面)を踏まえ、取組を追記する。</p> |                        |   |                |                             |                 |  |  |   |     |                 |   |                |                             |                 |  |                        |   |   |

### 第3章 分野別施策の推進

| 連番             | ページ  | 素案（第2回懇話会提出）   | 最終案（今回提出）  | 説明  |                |   |  |   |     |                |  |   |
|----------------|--|--|--|---|----------------|---|--|---|-----|----------------|--|---|
| ⑤              | 18   | <p>2 子ども</p> <p>(1) これまでの取組<br/>国際社会の取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>取組等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成元<br/>(1989)年</td> <td>「児童の権利に関する条約」採択<br/>※「児童に関するすべての措置をとるに当たり、児童の最善の利益が主として考慮されること」と明記（日本は平成6（1994）年に批准）</td> </tr> </tbody> </table>   | 年  | 取組等   | 平成元<br>(1989)年 | 「児童の権利に関する条約」採択<br>※「児童に関するすべての措置をとるに当たり、児童の最善の利益が主として考慮されること」と明記（日本は平成6（1994）年に批准） | <p>2 子ども</p> <p>(1) これまでの取組<br/>国際社会の取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>取組等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成元<br/>(1989)年</td> <td>「児童の権利に関する条約 <u>（子どもの権利条約）</u>」採択<br/>※「児童に関するすべての措置をとるに当たり、児童の最善の利益が主として考慮されること」と明記（日本は平成6（1994）年に批准）</td> </tr> </tbody> </table> | 年 | 取組等 | 平成元<br>(1989)年 | 「児童の権利に関する条約 <u>（子どもの権利条約）</u> 」採択<br>※「児童に関するすべての措置をとるに当たり、児童の最善の利益が主として考慮されること」と明記（日本は平成6（1994）年に批准） | <p>第2回懇話会での意見を踏まえ、「子どもの権利条約」を括弧書きで追記する。</p> |
| 年              | 取組等  |  |  |   |                |   |  |   |     |                |  |   |
| 平成元<br>(1989)年 | 「児童の権利に関する条約」採択<br>※「児童に関するすべての措置をとるに当たり、児童の最善の利益が主として考慮されること」と明記（日本は平成6（1994）年に批准）                    |  |  |   |                |   |  |   |     |                |  |   |
| 年              | 取組等  |  |  |   |                |   |  |   |     |                |  |   |
| 平成元<br>(1989)年 | 「児童の権利に関する条約 <u>（子どもの権利条約）</u> 」採択<br>※「児童に関するすべての措置をとるに当たり、児童の最善の利益が主として考慮されること」と明記（日本は平成6（1994）年に批准） |  |  |   |                |   |  |   |     |                |  |   |
| ⑥              | 19   | <p>2 子ども</p> <p>(3) 施策の方向</p> <p>イ 子どものいじめ防止対策</p> <p>いじめは、児童生徒の人権に関わる重要な問題であるとともに、どの子どもにもどの学校にも起こりうる問題であるということ踏まえ、いじめは人間として絶対に許されないとの認識のもとに、未然防止の観点から、学校の教育活動全体を通じ道徳教育や特別活動、体験活動等の充実に努めます。また、早期発見や早期解消を図るため、相談体制の整備・充実や<u>教職員研修の充実</u>、家庭や地域社会等への啓発に努めるとともに、開かれた学校の視点に立った、学校、家庭、地域社会及び関係機関等との連携を強化します。</p> <p>また、「宮崎県いじめ防止基本方針」に基づき、児童生徒の尊厳を保持するため、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進します。（総合政策部、福祉保健部、教育委員会）</p> | <p>2 子ども</p> <p>(3) 施策の方向</p> <p>イ 子どものいじめ防止対策</p> <p>いじめは、児童生徒の人権に関わる重要な問題であるとともに、どの子どもにもどの学校にも起こりうる問題であるということ踏まえ、いじめは人間として絶対に許されないとの認識のもとに、未然防止の観点から、学校の教育活動全体を通じ道徳教育や特別活動、体験活動等の充実に努めます。また、早期発見や早期解消を図るため、相談体制の整備・充実や<u>専門的知識をもった教員の育成</u>、家庭や地域社会等への啓発に努めるとともに、開かれた学校の視点に立った、学校、家庭、地域社会及び関係機関等との連携を強化します。</p> <p>また、「宮崎県いじめ防止基本方針」に基づき、児童生徒の尊厳を保持するため、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進します。（総合政策部、福祉保健部、教育委員会）</p> | <p>子どものいじめ防止対策として、「教職員の研修の充実」にとどまらず、「専門的知識をもった教員の確保」など入れるべきではないかとの懇話会委員からの意見(書面)を踏まえ、内容を修正する。</p> |                |   |  |   |     |                |  |   |

### 第3章 分野別施策の推進

| 連番 | ページ | 素案（第2回懇話会提出）  | 最終案（今回提出）   | 説明  |
|----|-----|---|---|---|
| ⑦  | 20  | <p>2 子ども</p> <p>(3) 施策の方向</p> <p>エ 児童虐待防止・相談体制の充実</p> <p>いろいろな悩みをもつ子育て中の家庭や子どもからの多様な相談に対応するため、宮崎県子ども・若者総合相談センター「わかば」をはじめ、児童相談所等の相談機関や各種の電話相談、民生委員・児童委員、主任児童委員や<u>スクールカウンセラー</u>等各種相談体制及びその機能の充実に努めます。</p> <p>また、子どもの人権を著しく侵害する児童虐待を許さない社会づくりを進め、発生予防から早期発見・早期対応の徹底のため、関係機関や地域と一体となって取り組むとともに、地域全体で児童虐待防止が図れるよう、関係機関の連携強化に努めます。さらに、家庭や地域社会等に対して、発生防止の啓発に努めます。（福祉保健部、教育委員会）</p> | <p>2 子ども</p> <p>(3) 施策の方向</p> <p>エ 児童虐待防止・相談体制の充実</p> <p>いろいろな悩みをもつ子育て中の家庭や子どもからの多様な相談に対応するため、宮崎県子ども・若者総合相談センター「わかば」をはじめ、児童相談所等の相談機関や各種の電話相談、民生委員・児童委員、主任児童委員、<u>スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー</u>等各種相談体制及びその機能の充実に努めます。</p> <p>また、子どもの人権を著しく侵害する児童虐待を許さない社会づくりを進め、発生予防から早期発見・早期対応の徹底のため、関係機関や地域と一体となって取り組むとともに、地域全体で児童虐待防止が図れるよう、関係機関の連携強化に努めます。さらに、家庭や地域社会等に対して、発生防止の啓発に努めます。（福祉保健部、教育委員会）</p> | <p>「スクールカウンセラー」だけでなく「スクールソーシャルワーカー」についても明示すべきではないかとの懇話会委員からの意見（書面）を踏まえ、内容を修正する。</p> |
| ⑧  | 20  | <p>2 子ども</p> <p>(3) 施策の方向</p> <p><u>※ 子どもの貧困対策に関する記載なし</u></p>  | <p>2 子ども</p> <p>(3) 施策の方向</p> <p><u>カ 子どもの貧困対策の推進</u></p> <p><u>子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、関係機関と連携し、保護者に対する生活・就労支援や、教育の支援など子どもの貧困対策を総合的に推進します。（福祉保健部）</u></p>  | <p>子どもの貧困対策についても記載すべきではないかとの懇話会委員からの意見（書面）を踏まえ、取組を追記する。</p>                         |

### 第3章 分野別施策の推進

| 連番 | ページ | 素案（第2回懇話会提出）   | 最終案（今回提出）  | 説明   |
|----|-----|--|--|--|
| ⑨  | 21  | <p>3 高齢者</p> <p>(2) 現状と課題</p> <p>高齢者に対する身体的・精神的な虐待や判断能力の不十分な高齢者に対する振り込め詐欺等の特殊詐欺や悪質商法による財産侵害をはじめとする人権侵害が社会問題となっています。</p>  | <p>3 高齢者</p> <p>(2) 現状と課題</p> <p>高齢者に対する身体的・精神的な虐待や判断能力の不十分な高齢者に対する振り込め詐欺等の特殊詐欺や悪質商法などによる財産侵害をはじめとする人権侵害が社会問題となっています。</p>  | <p>第2回懇話会での意見を踏まえ、「(2)現状と課題」「(3)施策の方向」の書きぶりを合わせる。</p>  |
|    | 23  | <p>3 高齢者</p> <p>(3) 施策の方向</p> <p>オ 安心できる暮らしの確保</p> <p>(イ) 悪質商法や特殊詐欺などの被害を防止するため、関係機関が連携して、啓発を行うと共に消費生活相談体制の充実等を進めます。(総合政策部、警察本部)</p>   | <p>3 高齢者</p> <p>(3) 施策の方向</p> <p>オ 安心できる暮らしの確保</p> <p>(イ) 特殊詐欺や悪質商法などの被害を防止するため、関係機関が連携して、啓発を行うと共に消費生活相談体制の充実等を進めます。(総合政策部、警察本部)</p>   |  |
| ⑩  | 25  | <p>4 障がいのある人</p> <p>(2) 現状と課題</p> <p>令和5(2023)年に県が実施した「障がい者アンケート調査」結果では、「これまでに障がいがあることで不当な扱いを受けたり、いやな思いをしたこと」の有無について、「ある」との回答が20.5%(前回調査:平成30(2018)年度33.4%)あり、県民の障がい者への理解と認識については、「以前よりは深まったがまだ不十分」と「深まっていない」の合計が37.8%(前回調査:平成30(2018)年度54.3%)となっています。障がい者の就労に必要な環境・条件整備については、「障がい者を雇用する事業主の理解」の割合(39.7%)が最も高く、次に「職場仲間の障がい者への理解」(31.3%)などが続いています。<u>障がい者就労に関する普及啓発が必要な状況です。</u></p> <p><u>今後も障がいを理由とする差別の解消や県民への理解の促進、障がい者就労に関する普及のための啓発・広報等の取組が必要となっています。</u></p> | <p>4 障がいのある人</p> <p>(2) 現状と課題</p> <p>令和5(2023)年に県が実施した「障がい者アンケート調査」結果では、「これまでに障がいがあることで不当な扱いを受けたり、いやな思いをしたこと」が「ある」との回答が20.5%(前回調査:平成30(2018)年度33.4%)、県民の障がい者への理解と認識が「以前よりは深まったがまだ不十分」又は「深まっていない」との回答が合計37.8%(前回調査:平成30(2018)年度54.3%)となっており、<u>今後も、障がいを理由とする差別の解消や県民への理解の促進の取組が必要となっています。</u></p> <p>障がい者の就労に必要な環境・条件整備については、「障がい者を雇用する事業主の理解」の割合(39.7%)が最も高く、次に「職場仲間の障がい者への理解」(31.3%)などが続いています。</p> <p><u>障害者雇用促進法の改正により、令和6年4月から民間企業の法定雇用率が2.3%から2.5%へ、令和8年7月からは2.5%から2.7%へ段階的に引き上げられる中、障がい者就労に関する普及のための啓発・広報等の一層の取組が必要となっています。</u></p> | <p>現在策定作業を行っている「第5次障がい者計画」の内容を踏まえた文言の修正を行う。</p> <p>第2回懇話会での意見を踏まえ、法定雇用率の段階的な引き上げに関する記述を追加する。</p> |

### 第3章 分野別施策の推進

| 連番 | ページ | 素案（第2回懇話会提出）   | 最終案（今回提出）   | 説明  |
|----|-----|--|---|---|
| ⑪  | 42  | <p>10 多様な性</p> <p>(2) 現状と課題</p> <p>人の性（セクシュアリティ）は、男性・女性の<u>2つのパターン</u>だけに分けられるものではなく、性のあり方は非常に複雑で多様なものです。</p> <p>多様な性を表現する言葉としてLGBTがありますが、近年は、LGBTに加え、「性的指向（Sexual Orientation）」と「性自認（Gender Identity）」<u>を表す「SOGI」という概念が広がっています。</u></p> <p>「性的指向」とは、どのような性別の人を好きになるか<u>という</u>概念で、異性愛、同性愛、両性愛のほか、男性・女性どちらに対しても恋愛感情等を抱かないということもあります。</p> <p>「性自認」とは、自分の性をどのように認識しているのかを<u>表現する</u>概念で、<u>生まれたときの身体の性（生物学的な性）</u>と性自認が<u>一致している</u>、<u>性自認に違和感</u>をもち別の性別で生きたい・生きている、男性・女性のいずれかとは明確に認識していない、<u>自分自身のセクシュアリティを決められない</u>・分らないなどがあります。</p> <p>その中で、同性愛、両性愛等の性的指向の方や、<u>生物学的な性</u>と性自認が一致しない方等は、社会生活の中で、偏見の目にさらされたり、差別的な言動を受けたりする等、様々な人権に関わる問題に直面しています。また、カミングアウトされた性のあり方を本人の同意なく他人に伝えるアウティングが社会問題となっています。</p> <p>なお、近年、お互いをパートナーとして認めることを宣誓した同性カップルであることを証明する「パートナーシップ宣誓制度」を導入する自治体が増えており、当事者の方が生きやすい社会を支援する動きが広がっています。</p> <p>性のあり方は、個人の尊厳にかかわる重要な問題です。誰もが自分のセクシュアリティを尊重される、自分らしく生きられる社会をつくるためにも、<u>性の多様性</u>を理解すること等が大切です。</p> | <p>10 多様な性</p> <p>(2) 現状と課題</p> <p>人の性（セクシュアリティ）は、男性・女性の「<u>生物学的性（生まれたときの身体の性別）</u>」だけに分けられるものではなく、性のあり方は非常に複雑で多様なものです。</p> <p>多様な性を表現する言葉としてLGBTがありますが、近年は、LGBTに加え、「性的指向（Sexual Orientation）」と「性自認（Gender Identity）」<u>の頭文字から「SOGI」という略称も用いられています。</u></p> <p>「性的指向」とは、どのような性別の人を好きになるか<u>を指す</u>概念で、異性愛、同性愛、両性愛のほか、男性・女性どちらに対しても恋愛感情等を抱かないということもあります。</p> <p>「性自認」とは、自分の性をどのように認識しているのかを<u>指す</u>概念で、<u>生物学的性</u>と性自認が一致している、<u>生物学的性</u>に違和感をもち別の性別で生きたい・生きている、男性・女性のいずれかとは明確に認識していない、<u>決められない</u>、<u>分らない</u>などがあります。</p> <p>その中で、同性愛、両性愛等の性的指向の方や、<u>生物学的性</u>と性自認が一致しない方等は、社会生活の中で、偏見の目にさらされたり、差別的な言動を受けたりする等、様々な人権に関わる問題に直面しています。また、カミングアウトされた性のあり方を本人の同意なく他人に伝えるアウティングが社会問題となっています。</p> <p>なお、近年、お互いをパートナーとして認めることを宣誓した同性カップルであることを証明する「パートナーシップ宣誓制度」を導入する自治体が増えており、当事者の方が生きやすい社会を支援する動きが広がっています。</p> <p>性のあり方は、個人の尊厳にかかわる重要な問題です。誰もが自分のセクシュアリティを尊重される、自分らしく生きられる社会をつくるためにも、<u>多様な性について</u>理解すること等が大切です。</p> | <p>パブリックコメントの意見を踏まえた修正。</p> <p>「人の性」は、「生物学的性」「性自認」「性的指向」「性表現」から構成され複雑・多様であるが、男性・女性という「生物学的性」しかないと考えている人が多いことを明らかにするため修正する、</p> <p>「SOGI」は概念ではないため修正する。</p> <p>「自分の性をどのように認識しているのかを<u>表現する</u>概念」という語句の使い方が適当ではなかったため修正する。</p> <p>用語の使い方を統一するため修正する。</p> |

### 第3章 分野別施策の推進

| 連番 | ページ | 素案（第2回懇話会提出）  | 最終案（今回提出）  | 説明   |
|----|-----|---|--|--|
| ⑫  | 49  | <p>14 その他</p> <p>これまで述べてきた人権問題のほかにも、アイヌの人々などの問題や災害等に起因する人権問題（東日本大震災に伴う人権問題等）、ホームレスの人権、<u>人身取引（性的サービスや労働の強要等）</u>など様々な課題が存在しています。</p> <p>その他の人権に関する課題においても、一人ひとりの人権が尊重されるよう、国や市町村、関係機関等とも連携を図りながら、それぞれの問題の特性に応じた人権教育・啓発の推進を図ります。</p> | <p>14 その他</p> <p>これまで述べてきた人権問題のほかにも、アイヌの人々などの問題や災害等に起因する人権問題（東日本大震災に伴う人権問題等）、ホームレスの人権、<u>人身取引</u>など様々な課題が存在しています。</p> <p>その他の人権に関する課題においても、<u>差別や偏見をなくし</u>、一人ひとりの人権が尊重されるよう、国や市町村、関係機関等とも連携を図りながら、それぞれの問題の特性に応じた人権教育・啓発の推進を図ります。</p> <p><u>(1) アイヌの人々</u></p> <p><u>アイヌの人々は、古くから北海道を中心に日本列島北部周辺に居住していた先住民族であり、独自の伝統・文化を持って暮らしてきましたが、明治維新以降の同化政策により、伝統的な生活習慣等が禁止されました。</u></p> <p><u>近年、アイヌの人々を中心に伝統文化を見直し、復活させる動きが広がっていますが、アイヌの人々に対する正しい理解が十分ではなく、様々な偏見や差別が残っています。</u></p> <p><u>(2) 災害等に起因する人権問題（東日本大震災に伴う人権問題等）</u></p> <p><u>平成23（2011）年3月11日に発生した東日本大震災及びこれに伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故では、避難や転居を余儀なくされた人々に対する根拠のない風評に基づいた思い込みや偏見による差別、学校や職場等でのいじめ・嫌がらせ等の人権侵害が発生し、今なお苦しんでいる人がいます。</u></p> <p><u>また、災害時には、子どもや高齢者、障がいのある人など、社会的に弱い立場にある人々や避難所運営における女性への配慮、プライバシーの問題などがあります。</u></p> <p><u>(3) ホームレスの人権</u></p> <p><u>経済的な事情等様々な事情により、公園や道路などでの生活を余儀なくされている人々があります。ホームレスの人々に対しては、偏見等により、嫌がらせや暴行事件が起こるなどの人権侵害が起こっています。</u></p> <p><u>(4) 人身取引</u></p> | <p>現行方針では「<u>その他の人権に関する課題においても、その問題の原因となっ</u><br/><u>ている差別や偏見をなくし</u>、一人ひとりの人権が尊重されるよう」となっていたが、素案では人身取引を例示としてあげていたこともあり<u>赤字下線</u>部分を削除した。しかし、人権問題の原因は「差別や偏見」が多いとの懇話会委員からの意見（書面）を踏まえ修正する。</p> <p>人権問題を列挙するだけでは問題性が分かりづらいとの懇話会委員からの意見（書面）を踏まえ、素案で列挙した人権問題についての現状と課題を追記する。</p> |

### 第3章 分野別施策の推進

| 連番 | ページ | 素案（第2回懇話会提出） | 最終案（今回提出）   | 説明 |
|----|-----|--------------|---|----|
|    |     |              | <u>性的サービスや労働の強要等の人身取引は、重大な犯罪であるとともに、被害者に対して深刻な精神的・肉体的な苦痛をもたらす基本的人権を侵害する重大な問題です。</u> |    |